

使用開始日  
2026年4月28日



## One NASDAQ100 &ゴールド

追加型投信／海外／資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ <sup>※2</sup>
追加型	海外	資産複合	資産複合 (その他資産(投資信託証券 <sup>※1</sup> 、 株価指数先物取引、金先物取引))	年1回	北米	ファミリー ファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式 一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「One NASDAQ100&ゴールド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年4月10日に関東財務局長に提出しており、2026年4月26日にその効力が生じております。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日  
資本金:20億円(2026年1月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:22兆5,913億円  
(2026年1月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 米国株式および金に分散投資を行い、信託財産の成長をめざします。

- 米国株式への投資にあたってはNASDAQ100インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)<sup>(※1)(※2)</sup>を主要投資対象とし、米国の株価指数先物取引を主要取引対象とします。

(※1)NASDAQ100<sup>®</sup>(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

(※2)米国の金融商品取引所に上場する株式(上場予定を含みます。)<sup>(※3)</sup>に投資します。

(※3)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

※NASDAQ100<sup>®</sup>とは、米国のナスダック市場に上場している企業(金融企業を除く)のうち、時価総額が大きく流動性の高い100社で構成される株価指数です。

- 金への投資にあたっては金先物取引を主要取引対象とします。

※短期金融資産に投資する場合があります。

### 2 先物取引を積極的に活用して、信託財産の純資産総額の約2倍に相当する投資効果をめざします。

- 米国株式への投資にあたってはマザーファンド受益証券の組入総額と、米国の株価指数先物取引の買建総額を合計した額を、信託財産の純資産総額の約1倍とすることを原則とします。
- 金への投資にあたっては金先物取引の買建総額を、信託財産の純資産総額の約1倍とすることを原則とします。
- マザーファンド受益証券の組入総額と、株価指数先物取引および金先物取引の買建総額との合計額が、信託財産の純資産総額の約2倍になるよう投資を行います。

### 3 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

- 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※先物取引は差金決済で行われるため、米国株価指数先物取引と金先物取引の買建額は為替変動の影響を受けず、その影響は主に評価損益と外貨建て証拠金部分に限定されます。

※為替変動の影響は、米国株式への現物投資部分、先物取引の証拠金および評価損益部分のみ受けます。したがって、米ドル/円相場の変動については、当ファンドの純資産総額の約2倍に対して影響を受ける訳ではありません。

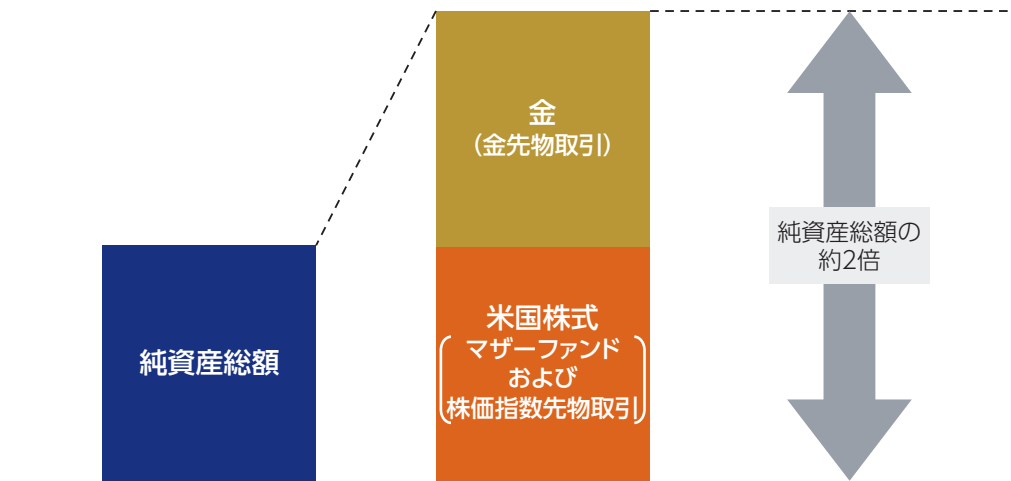
基準価額変動リスクの大きいファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。



# ファンドの目的・特色

## 運用のイメージ

- 米国株式および金に分散投資を行い、信託財産の純資産総額の約2倍に相当する投資効果をめざします。
- 当ファンドは先物取引を活用することで、米国株式と同等額の金投資を行います。先物取引は実際の取引金額よりも少ない資金(証拠金)で大きな金額の取引を行うことができます(「レバレッジ」と言います)。これにより純資産総額を上回る投資効果を得ることが可能となります。



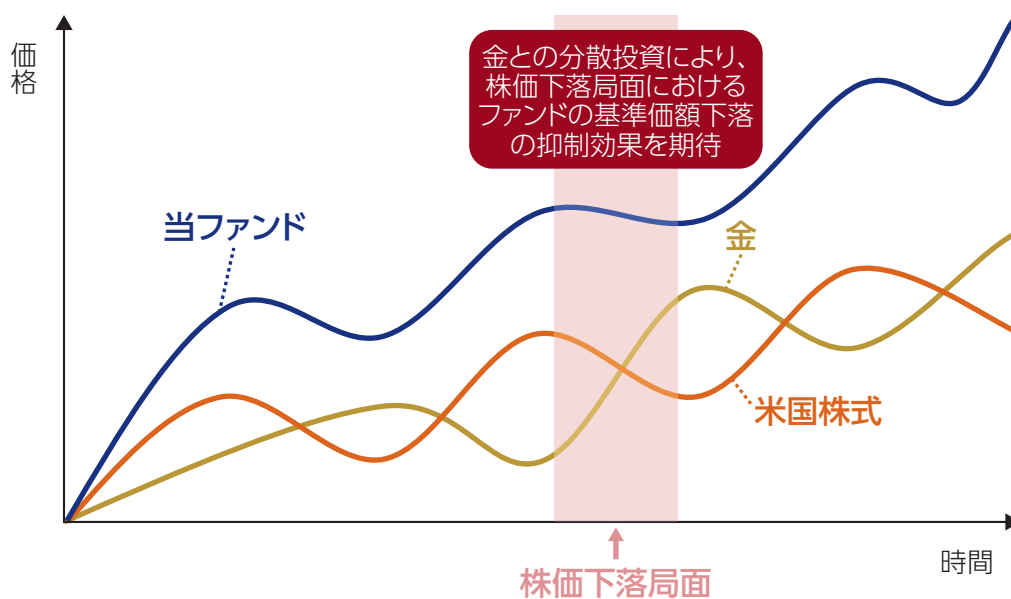
※上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。

※上記のほかに、短期金融資産に投資する場合があります。

※為替変動の影響は、米国株式への現物投資部分、先物取引の証拠金および評価損益部分のみ受けます。したがって、米ドル/円相場の変動については、当ファンドの純資産総額の約2倍に対して影響を受ける訳ではありません。

※レバレッジは収益機会を拡大にもなりますが、同時に損失リスクも拡大します。このため、基準価額変動リスクは大きくなりますので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

## 値動きのイメージ



※上記は当ファンドの値動きについてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際の運用成果などを保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 運用プロセス

### 主要投資対象／主要取引対象

マザーファンド受益証券<sup>(\*)</sup>、米国の株価指数先物取引、金先物取引

### 取引数量の決定

- 主としてマザーファンド受益証券<sup>(\*)</sup>の組入、米国の株価指数先物取引の買い建て、金先物取引の買い建てにより運用を行います。
- マザーファンド受益証券の組入総額と、米国の株価指数先物取引の買建総額を合計した額は、純資産総額と同程度とすることを原則とします。
- 金先物取引の買建総額は、純資産総額と同程度とすることを原則とします。
- 時価変動、資金動向などを加味して、マザーファンドの売買金額および先物の取引数量を算出します。

### 売買の実施

マザーファンドの売買および先物の取引を行います。

(\*)米国の金融商品取引所に上場する株式(上場予定を含みます。)に投資します。

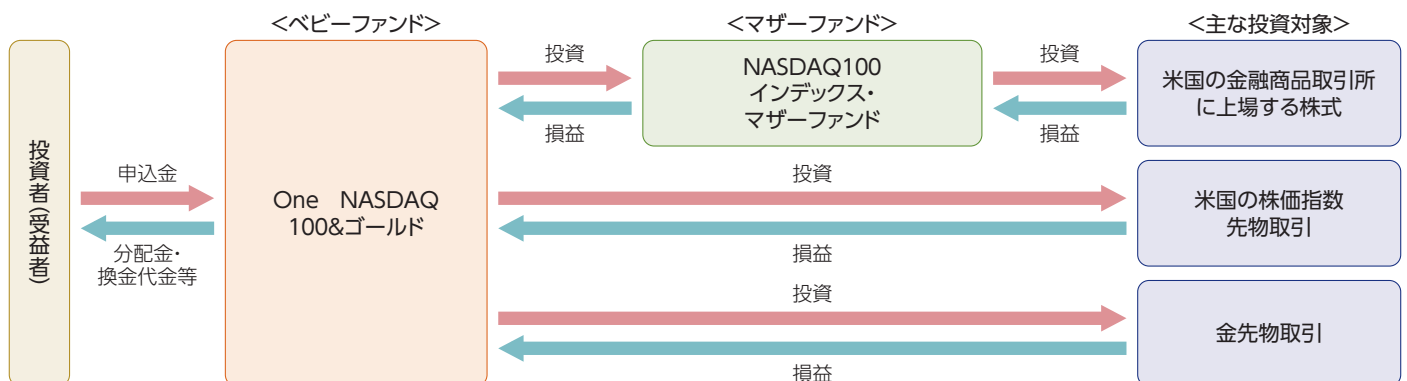
※上記のほかに、短期金融資産に投資する場合があります。

※運用プロセスは、有価証券届出書提出日(2026年4月10日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」での運用のほか、先物取引を活用します。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※短期金融資産に直接投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## ■ 主な投資制限

- ・マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ・1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年2月9日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## ■ マザーファンドの概要

ファンド名	NASDAQ100インデックス・マザーファンド
主要投資対象	米国の金融商品取引所に上場する株式(上場予定を含みます。) <sup>(*)</sup> (*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等(以下「DR等」といいます。)を含みます。
投資態度	①主として、米国の金融商品取引所に上場する株式(DR等を含みます。)に投資を行います。 ②NASDAQ100 <sup>®</sup> (配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、上場投資信託証券に投資を行う場合があります。また、有価証券先物取引等を活用する場合があります。 ③株式(DR等を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。 ④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

### 指数の著作権等

当ファンドは、Nasdaq, Inc.またはその関連会社(Nasdaq, Inc.およびその関連会社を「Nasdaq社」と総称します。)によって、資金提供、承認、販売または販売促進されるものではありません。Nasdaq社は、当ファンドの合法性または適合性、もしくは当ファンドに関する説明や開示の正確性または妥当性について認定するものではありません。Nasdaq社は、当ファンドの受益者または公衆一般に対して、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資の妥当性や、NASDAQ-100 Index<sup>®</sup>の一般的な株式市場への追従能力について、明示的あるいは黙示的を問わず、表明または保証するものではありません。Nasdaq社とアセットマネジメントOne株式会社(以下「ライセンサー」といいます。)の関係は、Nasdaq<sup>®</sup>およびNASDAQ-100 Index<sup>®</sup>、Nasdaq社の一定の商標の使用許諾、およびNasdaq社がライセンサーまたは当ファンドとは無関係に決定、構築および計算を行うNASDAQ-100 Index<sup>®</sup>の使用許諾に限定されます。Nasdaq社は、NASDAQ-100 Index<sup>®</sup>決定、構築および計算に関して、ライセンサーまたは当ファンドの受益者の要望を考慮する義務を負いません。Nasdaq社は、当ファンドの発行に関するタイミング、価格または数量の決定、もしくは当ファンドの換金に関する算式の決定または計算に関して責任を負わず、関与しません。Nasdaq社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引について責任を負いません。Nasdaq社は、NASDAQ-100 Index<sup>®</sup>またはそれに含まれるデータの正確性および/または中断のない計算を保証しません。Nasdaq社は、NASDAQ-100 Index<sup>®</sup>またはそれに含まれるデータの利用によって、ライセンサー、当ファンドの受益者、またはその他のいかなる個人または組織に生じた結果について、明示的あるいは黙示的を問わず、保証するものではありません。Nasdaq社は、NASDAQ-100 Index<sup>®</sup>またはそれに含まれるデータに関して、特定の目的または利用のための商品性もしくは適合性について、明示的あるいは黙示的を問わず保証するものではなく、一切の保証を明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合もNasdaq社は一切の逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的な損害に関して、当該損失の可能性について通知されていたとしても、何らの責任を負いません。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

### 価格変動 リスク

**投資する資産の価格変動は、基準価額に影響をおよぼす場合があります。**

当ファンドは、米国株式(米国の株価指数先物取引を含みます。)に実質的に投資するとともに、金先物取引に係る権利等に投資を行います。株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。金先物取引の価格は、金の需給関係の変化、為替、金利の変化等様々な要因で変動します。これらの資産は、上記の影響などを受け価格が変動するため、当ファンドの基準価額はその影響を受け、下落することがあります。

当ファンドは、株式と金に分散投資を行うことにより収益の獲得をめざしています。ただし、資産配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、すべての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

### レバレッジ リスク

**先物取引を積極的に活用し信託財産の純資産総額の約2倍の投資を行うことから、基準価額への影響がより大きくなる場合があります。**

当ファンドでは、米国株式への実質的な投資に加えて、信託財産の純資産総額と同程度の金先物取引の買い建てを行うことで、純資産総額の約2倍になるよう投資を行います。そのため、基準価額は米国株式市況および金先物価格の変動の影響を大きく受ける場合があります。

### デリバティブ 取引等に関する リスク

**デリバティブ取引等は、基準価額に大きな影響をおよぼす場合があります。**

当ファンドでは、デリバティブ取引を積極的に活用します。取引の内容によっては、価格変動の基礎となる資産(原資産)以上の値動きをすることがあります。当ファンドは、株価指数先物取引および金先物取引を使用するため、株価指数先物取引および金先物取引の価格変動により基準価額が上下します。先物の価格は、対象指数または商品の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買って建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します。また、株価指数先物取引または金先物取引の値動きと市場全体の値動きは一致しない場合があります。

### 為替変動 リスク

**為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。**

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

### 信用 リスク

**投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。



# 投資リスク

## 流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際や、デリバティブ取引等を行う際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
  - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



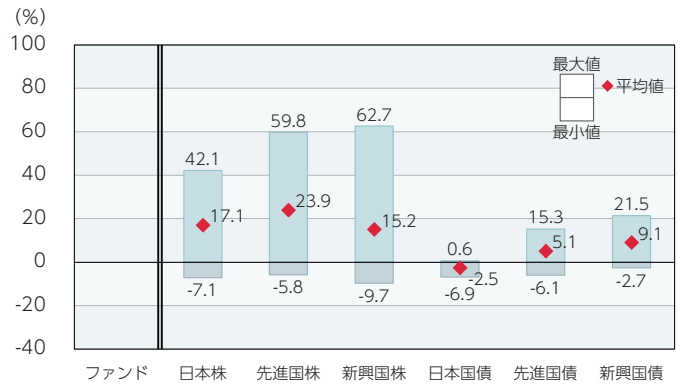
# 投資リスク

## <参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。  
代表的な資産クラス:2021年2月~2026年1月

\*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はあります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・デバースィファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・デバースィファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



# 運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

(ご参考) [データの基準日:2026年1月30日]

### ■NASDAQ100インデックス・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

#### 資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	92.77
内 アメリカ	88.68
内 アイルランド	1.50
内 オランダ	1.14
内 カナダ	0.85
内 ケイマン諸島	0.33
内 イギリス	0.27
投資信託受益証券	7.09
内 アメリカ	7.09
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	0.14
合計(純資産総額)	100.00

#### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	8.23
2	INVESCO QQQ TRUST SERIES 1	投資信託受益証券	アメリカ	—	7.09
3	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	6.71
4	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	5.67
5	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	4.54
6	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	3.82
7	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	3.46
8	TESLA INC	株式	アメリカ	自動車	3.24
9	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	3.22
10	WALMART INC	株式	アメリカ	生活必需品流通・小売り	2.79

#### 株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	半導体・半導体製造装置	24.67
2	ソフトウェア	13.03
3	インタラクティブ・メディアおよびサービス	10.50
4	コンピュータ・周辺機器	7.64
5	大規模小売り	5.39

## 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年4月28日から2027年5月7日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ナスダックの休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨーク商品取引所の休業日 ・シカゴ・マーカンタイル取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消し	外国商品市場または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2026年4月28日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・NASDAQ100 <sup>®</sup> が改廃された場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年2月9日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。 ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	ありません。												
信託財産留保額	ありません。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>以下により計算される①と②の合計額とします。</p> <p>①ファンドの日々の純資産総額に対して<b>年率0.55% (税抜0.5%)</b>の率を乗じて得た額            信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.235%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.235%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.030%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額            *2026年4月28日現在は、<b>品貸料の49.5% (税抜45%)以内</b>になります。            品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.235%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.235%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.030%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	支払先	内訳(税抜)	主な役務										
	委託会社	年率0.235%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価										
	販売会社	年率0.235%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
	受託会社	年率0.030%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価										
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場投資信託(ETF)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(ETF)の費用は表示していません。



# 手続・手数料等

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## … (参考情報) ファンドの総経費率 …

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)